

# 「犯罪予防や安全確保のための カメラ画像利用に関する有識者検討会」報告書案について

---

令和5年1月11日  
個人情報保護委員会事務局

# 1. 本有識者検討会の実施経緯

- 顔識別機能付きカメラシステム（以下、「本システム」という。）の高性能化及び低価格化に伴い、事業者が容易に、犯罪予防や安全確保のために、本システムを利用することが可能となっている。
- また、近年、列車内、鉄道駅構内での殺傷事件等、不特定多数の者に危害が及ぶ事件が発生し、駅や空港等における犯罪予防に対する要請がより一層高まっている。
- こうした理由などにより、犯罪予防や安全確保のために本システムの利用が広がりつつある中で、令和4年1月に有識者検討会を設置し、個人情報保護法の遵守や肖像権・プライバシー侵害を生じさせないための観点から少なくとも留意すべき点や、被撮影者や社会からの理解を得るための自主的な取組について整理を行った。

## 2. 本有識者検討会の概要

### (1) 有識者検討会構成員（五十音順）

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
遠藤 史啓	神奈川大学法学部准教授	星 周一郎	東京都立大学法学部教授
菊池 浩明	明治大学総合数理学部専任教授	森 亮二	英知法律事務所弁護士
<b>穴戸 常寿 (座長)</b>	<b>東京大学大学院法学政治学研究科 教授</b>	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

### (2) 有識者検討会開催状況

第1回 令和4年1月28日	本システムに関する法的整理、顔識別技術の紹介
第2回 令和4年3月9日	本システムに関する国内外の評価、不法行為法との関係
第3回 令和4年4月14日	プライバシー権との関係、認定個人情報保護団体から実例の紹介
第4回 令和4年5月23日	消費者団体ヒアリング、検討会報告書骨子案について
第5回 令和4年6月20日	検討会報告書素案について、欧州主要国における本システムに関する法制度調査について
第6回 令和4年9月7日	検討会報告書（案）の取りまとめに向けた論点整理
第7回 令和4年12月22日	検討会報告書（案）の取りまとめ

# 3. 報告書案目次

## 第1章 本報告書の背景

- 1 顔識別機能付きカメラシステムを巡る国内動向
- 2 本報告書の対象範囲について
  - (1) 取り扱う個人情報
  - (2) 顔識別機能付きカメラを設置する空間的範囲
  - (3) 顔識別機能付きカメラシステムを利用する目的
  - (4) 顔識別機能付きカメラシステムを利用する主体的範囲
- 3 本報告書の位置づけ

## 第2章 用語の定義

### 第3章 顔識別機能付きカメラシステムについて

- 1 顔識別機能付きカメラシステムやその他防犯システムの機能や動向
  - (1) 顔識別機能付きカメラシステムの技術的仕組み
  - (2) 顔識別機能付きカメラシステム以外の映像分析技術
  - (3) その他の防犯システム、対策
- 2 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの利点・懸念点
  - (1) 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの利点
  - (2) 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの懸念点
- 3 犯罪予防や安全確保のために顔識別機能付きカメラシステムを利用することが想定される場面

- (1) 犯罪予防
- (2) 要保護者保護

### 第4章 肖像権・プライバシーに関する留意点

- 1 肖像権・プライバシー侵害を争点とする裁判例
  - (1) 肖像権・プライバシー侵害を争点とする判例
  - (2) カメラ撮影に関する肖像権・プライバシー侵害を争点とする裁判例における考慮要素
  - (3) 顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合への示唆
- 2 不法行為の成否と個人情報保護法の関係

(参考) カメラ撮影に関する肖像権・プライバシー侵害を争点とする裁判例

### 第5章 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点

- 1 顔識別機能付きカメラシステムの利用と個人情報保護法の適用について
- 2 利用目的の特定、通知公表及びその他の個人情報に係る規律
  - (1) 利用目的の特定
  - (2) 利用目的等の通知公表等
  - (3) 不適正利用の防止及び適正取得のための態様
  - (4) 利用目的の通知公表等の例外
  - (5) 要配慮個人情報について
  - (6) 従来型防犯カメラについての考え方

- 3 運用基準の在り方及び当該内容に関する透明性の確保

- (1) 登録基準
- (2) 対応手順
- (3) 保存期間
- (4) 登録消去
- (5) 運用基準に関する透明性の確保

### 4 安全管理措置

### 5 他の事業者等に対する個人データの提供

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 委託
- (4) 共同利用

### 6 保有個人データに係る情報の公表等及び開示等の請求や相談への対応

- (1) 保有個人データについて
- (2) 保有個人データに係る情報の公表等
- (3) 開示等の請求や相談への対応

(参考) 顔識別機能付きカメラシステムに関する委託

### 第6章 事業者の自主的な取組として考えられる事項

- 1 実現しようとする内容の明確化・適切な手段の選択
- 2 導入前の影響評価
- 3 被撮影者への十分な説明
- 4 他の事業者との連携
- 5 導入後の検証

別紙1: 顔識別機能付きカメラシステムの利用を巡る国際的な議論

別紙2: 顔識別機能付きカメラシステムの検討の観点リスト

別紙3: 施設内での掲示案

(参考資料) 犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### (1) 本報告書の基本的な考え方

- 新技術の利活用を行うためには、社会からの理解を得ることが重要であり、個人情報保護法に基づく義務を履行するのみならず、自ら情報発信して透明性を確保することが重要
- 単に本報告書に記載した対応をそのまま実施したり、類似事例と同様の対応をするのではなく、個別具体的な事案に応じて透明性の確保や適正な運用のために必要な措置を講ずることが重要

### (2) 本報告書の対象（第1章2）

- **犯罪予防や安全確保のために、顔識別機能付きカメラシステムにおいて、顔画像及び顔特徴データが用いられる場合**を中心とする。
- **顔画像を取り扱うことについて事前に本人の同意を得ることが困難な、不特定多数の者が出入りする大規模な空間**が対象
  - 例えば、駅、空港等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設
- **個人情報取扱事業者**が個人情報を取り扱う場合を中心とする。
  - 行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人は対象外だが、交通機関等の個人情報取扱事業者と同様のサービスを提供している主体においては参考にすることができる。

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### (3) 顔識別機能付きカメラシステムを利用することの利点・懸念点（第3章2）

#### i. 利点

- 犯罪予防や安全確保に高い効果を有し得る。
  - 本システムの撮影範囲に入った者の顔特徴データを容易に取得することができる。
  - 顔特徴データは不変性が高く、固有性があるため、体格や服装を手掛かりにするよりも高い精度で検知・追跡を行うことができる。

#### ii. 懸念点

- 顔特徴データは不変性が高いため、長期、広範囲にわたる特定の個人の行動を追跡することも可能。
- 被撮影者が自己の個人情報に取り扱われている事実を認識できず、またその取扱いを受容するか否かを選択することができない状況で、顔画像を自動的、無差別かつ大量に取得することができる。
- 設置されたカメラの外観から、顔特徴データが取得されていることや、他のデータベースとの照合やどういった分析がされているか認識することは困難。
- 本システムで利用する照合用データベースの作成過程自体に、特定の属性の者への偏見や差別が含まれているおそれがある。技術的に特定の属性の者の検知率に差が生じる恐れがある。
- 行動に対する委縮効果が生じ得る。

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### (4) 顔識別機能付きカメラシステムを導入する際の留意点

#### i. 肖像権・プライバシー（第4章）

- 防犯カメラによる撮影に関する裁判例では、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様（方法）、撮影の必要性等により総合考慮することに加え、近時の裁判例では撮影の範囲や撮影された画像の管理方法を検討するものもみられる。
- 不法行為の成否と個人情報保護法の関係では、個人情報保護法は、要配慮個人情報や、開示等の請求権、不適正利用禁止等が規律され、個人情報の性質や取扱方法を考慮する等、個人の権利利益に配慮している。
- 肖像権・プライバシーにかかる裁判例の動向を踏まえると、不法行為の成否を評価するに当たり考慮される要素は、個人情報保護法上も不適正利用の禁止規定（法第19条）や適正取得規定（法第20条第1項）の解釈などにおいて、考慮されるべきであると考えられる。

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### ii. 個人情報保護法上の留意点

#### a. 利用目的の特定、利用目的等の通知公表等（第5章2）

- 利用目的は、防止したい事項等（「犯罪予防」、「安全確保」等）と顔識別機能を用いていることを明らかにすることで特定しなければならない（法第17条第1項）。
- WEBサイト等における公表に加え、情報の重要度に応じて施設内での掲示も行うことが望ましい。

施設内での掲示事項例	WEBサイト等への掲示事項例
<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本システムの運用主体</li><li>✓ 本システムで取り扱われる個人情報の利用目的</li><li>✓ 問合せ先</li><li>✓ WEBサイトのURL及びQRコード等</li></ul> <p>※ 別紙3に掲示例を掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本システムを導入する必要性</li><li>✓ 本システムの仕組み</li><li>✓ 本システムで取り扱われる個人情報の利用目的</li><li>✓ 運用基準</li><li>✓ 他の事業者への提供（委託、共同利用等）</li><li>✓ 安全管理措置</li><li>✓ 開示等の請求の手続、苦情申出先等</li></ul>

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### b. 運用基準の在り方及び当該内容に関する透明性の確保（第5章3）

#### ● 登録基準及び対応手順

- 対象とする犯罪行為等をあらかじめ明確にし、当該行為の性質に応じ、利用目的の達成のために必要最小限の範囲内の情報が登録されるような基準となるよう努めなければならない。
- 登録基準に差別的な取扱いを生じさせる原因がないか検証することが望ましい。
- 登録事務を行ういずれの担当者においても同様の判断を行うことができる統一的な基準を作成したり、当該基準に従って一定の運用を行うことができる体制を整備したりすることも重要
- 被検知者が本当に検知対象者であるかを、システムだけでなく目視により確認するなど、慎重な対応をすることが望ましい。

#### ● 保存期間

- 利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定するよう努めなければならない。
  - ✓ 照合用データベースに登録した情報
    - 対象とする犯罪行為等の再犯傾向や、登録対象者が再来訪するまでの一般的に想定される期間等を考慮
  - ✓ 照合の結果検知対象者ではなかった者の情報
    - 遅滞なく消去するよう努めなければならない

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### c. 他の事業者等に対する個人データの提供（第5章5）

#### ● 共同利用

- 顔特徴データの性質に鑑み、共同利用する者の範囲は、その範囲を同一業種内に限定したとしても、全国や、ある地域全体といった広い範囲で共同利用することが安易に認められるものではない。
- 例えば、組織的な窃盗の防止を目的とする場合、盗難被害にあった商品や、当該商品に関する全国的あるいは地域全体における組織的な窃盗の発生状況をもとに、登録対象者が共同利用する者の範囲において同様の犯行を行うことの蓋然性を踏まえて、共同利用する者の範囲を利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられる。

### d. 保有個人データに係る情報の公表等及び開示等の請求や相談への対応（第5章6）

- 個人情報取扱事業者は開示等の請求を受けた際、原則として応じなければならない。
- 本システムにおいて取り扱われる個人データは、開示等の請求に応じる義務がない場合があるが、例外であるため慎重な判断を要する。また、上記の場合があらかじめ想定される場合は、例外条項に該当する場合を整理して基準を定め、恣意的な運用がなされないようにすることが望ましい。

保有個人データに該当せず開示等の請求に応じる義務がない場合の例（施行令第5条第1号、2号）

- ・当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ・当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

- 開示等の請求に応じる義務がない場合であっても、信頼醸成の観点から、できる限り丁寧に対応していくことが重要。相談窓口の設置も望ましい。

## 4. 報告書案概要（抜粋）

### iii. 事業者の自主的な取組（第6章）

#### a. 実現しようとする内容の明確化・適切な手段の選択

犯罪予防や安全確保のための方策を選定するに当たっては、実現しようとする内容を明確にして検討し、その内容に照らして必要かつ適切な手段を選択することが重要

#### b. 導入前の影響評価

PIAの実施や試験的实施

#### c. 被撮影者への十分な説明

試験的实施の際やシステムの本格的な利用開始前から本システムを導入することについて広報を行う。

#### d. 他の事業者との連携

導入事例の情報交換や認定個人情報保護団体の活用

#### e. 導入後の検証

運用基準に従って適切な運用が行われているかについての内部監査

## 5. 今後のスケジュール

令和5年1月中旬～2月中旬 パブリックコメント実施



令和5年3月中旬 第8回有識者検討会（パブリックコメント結果報告）



令和5年3月中下旬 委員会にてパブリックコメントを反映した報告書を決定